

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地				
神奈川社会福祉専門学校		平成4年2月10日		細田 俊哉		〒 254-0046 (住所) 神奈川県平塚市立野町1-1 (電話) 0463-30-3231				
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地				
学校法人鶴嶺学園		昭和60年11月1日		竹内 圭介		〒 254-0046 (住所) 神奈川県平塚市立野町1-1 (電話) 0463-30-3231				
分野	認定課程名		認定学科名		専門士認定年度		高度専門士認定年度		職業実践専門課程認定年度	
教育・社会福祉	教育・社会福祉専門課程		社会福祉科		平成 7(1995)年度		-		平成28(2016)年度	
学科の目的		社会福祉施設等との密接な連携を通じ、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組み、卓越した実務の知識・経験に基づく高度で専門的かつ実践的な知識・技術を身に付け、社会福祉施設に必要な実践的な能力を育成するための人材を育成する。								
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		社会福祉科では、2年間の講義、演習、実習を通して、支援を必要とする人やその家族からの各種相談に適切に対応できるようになるための知識や技術を学び、そのニーズに合った支援を通してその人らしい生活を支えていくことを目指す。また、必修科目として社会福祉士、社会福祉主事、選択科目として精神保健福祉士、普通救命講習、認知症サポーター等の資格取得を目指す。								
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数			講義	演習	実習	実験	実技	
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入			2,400 単位時間	1,710 単位時間	240 単位時間	450 単位時間	0 単位時間	0 単位時間
					単位	単位	単位	単位	単位	単位
生徒総定員	生徒実員(A)		留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)		中退率			
80 人	23 人		0 人		0 %		0 %			
就職等の状況	■卒業者数(C)		23 人							
	■就職希望者数(D)		22 人							
	■就職者数(E)		22 人							
	■地元就職者数(F)		20 人							
	■就職率(E/D)		100 %							
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E)		90 %							
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C)		95 %							
	■進学者数		0 人							
	■その他									
	なし									
(令和 6 年度卒業者に関する令和 7 年 5 月 1 日時点の情報)										
■主な就職先、業界等		(令和6年度卒業生) 県央福祉会、光友会、進和学園、茅ヶ崎社会福祉事業団、エリザベス・サンダース・ホーム 等								
第三者による学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載				無					
	評価団体:				受審年月:		評価結果を掲載したホームページURL			
当該学科のホームページURL	https://www.kanafuku.ac.jp/course/social/									
企業等と連携した実習等の実施状況(A、Bいずれかに記入)	(A:単位時間による算定)									
	総授業時数		2,400 単位時間							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数		248 単位時間							
	うち企業等と連携した演習の授業時数		8 単位時間							
	うち必修授業時数		1,710 単位時間							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数		240 単位時間							
	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数		8 単位時間							
	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)		0 単位時間							
	(B:単位数による算定)									
	総単位数		0 単位							
	うち企業等と連携した実験・実習・実技の単位数		単位							
	うち企業等と連携した演習の単位数		単位							
	うち必修単位数		単位							
	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の単位数		単位							
	うち企業等と連携した必修の演習の単位数		単位							
	(うち企業等と連携したインターンシップの単位数)		単位							
教員の属性(専任教員について記入)	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者		(専修学校設置基準第41条第1項第1号)		0 人					
	② 学士の学位を有する者等		(専修学校設置基準第41条第1項第2号)		1 人					
	③ 高等学校教諭等経験者		(専修学校設置基準第41条第1項第3号)		0 人					
	④ 修士の学位又は専門職学位		(専修学校設置基準第41条第1項第4号)		1 人					
	⑤ その他		(専修学校設置基準第41条第1項第5号)		1 人					
	計				3 人					
	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数				3 人					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針

企業数社の役職員や社会福祉業界の各部門の専門家と協同し教育課程を編成する。

専門性の高い技術を持ち、現場対応力の高い人材の育成をテーマとし、教育課程編成委員会と連携して、高度な職業教育を通じて自立した職業人育成を目指せるような教育課程を編成する。社会福祉業界における産業振興の方向性や新しく身に付けるべき知識やスキルを実務に携わる専門家の意見を随時取り入れることによって、教育課程に反映し改善させていく。

また、教育課程編成委員会の委員所属先以外の企業にも、別途求める人材や最近の動向についてアンケートを実施し、その結果を教育課程編成委員会において活用する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け

※教育課程の編成に関する意思決定の過程を明記

教育課程編成委員会構成員は学校法人鶴嶺学園職員と企業関係者等の外部委員から成るものとし、互いの意見を十分に活かし、より良い教育課程の編成を協力して行うものと位置付けている。3月実施の教育課程編成委員会では、年度の総括と次年度の内容の精査をおこなう。5月の編成委員会では次年度に向けた新たな情報を取り入れ、教育課程の変更改善の元となる。審議を通じて示された要請その他の情報、意見は11月以降の本学科の教育課程の編成に活かされる。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和7年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
竹内 恵司	株式会社サン・ライフホールディング 名誉会長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	—
柳下 伸	NPO法人 トータルライフサポートクラブ	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	③
山田 龍	社団法人日本精神保健福祉士協会 神奈川支部 神奈川県精神保健福祉士協会 副会長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	①
関口 博紀	(有)せきぐち造花店マネージャー(卒業生)	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	—
竹内 圭介	学校法人鶴嶺学園 理事長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	—
林 茂	学校法人鶴嶺学園 本部長	令和6年3月1日～令和8年2月28日(2年)	—
細田 俊哉	学校法人鶴嶺学園 神奈川社会福祉専門学校 校長 日本ヒューマンセラモニー専門学校 校長	令和7年3月31日～令和8年2月28日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)

②学会や学術機関等の有識者

③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期
(年間の開催数及び開催時期)
年2回 (3月、5月)

(開催日時(実績))
第1回 令和6年5月21日 13:00～14:30
第2回 令和7年3月13日 13:00～15:00
0

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

※カリキュラムの改善案や今後の検討課題等を具体的に明記。

昨年度同様、新型コロナウイルスの影響で、介護福祉科・社会福祉科ともに実習先が十分に確保できていないのではない
か。確保できたとしても新型コロナウイルス感染対策を意識しての実習になり、本来身に付けてほしい知識や技術が十分に
習得できないのではないかと。

→グループ企業であるサン・ライフホールディングや卒業生の内定先等と連携し、実習先と外部研修の機会を確保すること
ができた。

また、一般社団法人ライフエンディング・パートナーズ協会と連携し、両学科両学年ともに仕事をする上で必要な医療・葬
儀・介護に関する検定を取得できるよう、カリキュラムに取り入れ、コロナ禍により実習先で学びきれなかった部分を補うこと
ができた。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

専門的な知識、技術、技能に加え『①グローバルな視点 ②ホスピタリティ精神 ③組織を動かすマネジメント能力』を座学
だけでな

く、実習・演習を通して身につけることによって、実践的かつ専門的なレベル・クオリティの高い人材を育成することを目指
す。

専門的かつ最新の業界動向の知識が必要な、専門教育科目の応用分野については、社会福祉業界に長年携わっている
専門家の

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

※授業内容や方法、実習・演習等の実施、及び生徒の学修成果の評価における連携内容を明記

実習前に校内の担当教員と企業の実習講師が打合せを行い、実習内容や学生の学修成果の評価方法・評価指標につい
て定める。実習期間中は、学生の実習実施状況や知識、技術、技能の習得状況を定期的に把握できるよう相互に情報交
換を行う。実習修了時には、実習の講師による学生の学修成果の評価を踏まえ、担当教員が成績評価・単位認定を行う。

(3) 具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	企業連携の方法	科 目 概 要	連 携 企 業 等
相談援助技術演習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	①現代社会の特性を理解する。 ②生活の多様性について理解する。 ③人と社会の関係について理解する。 ④社会問題とその背景について理解する。	進和学園サンレジデンス湘南
相談援助実習Ⅰ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	①社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ②社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。 ③社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	サンレジデンス湘南、平塚ふじみ園、平塚市社会福祉協議会、モンド湘南藤沢、平塚市民病院 他計18施設
相談援助技術演習Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	①刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。 ②刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ③刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。	神奈川県匡済会
相談援助実習Ⅱ	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	①精神障害者に関する法制度の体系について理解する。 ②精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ③生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ④生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ⑤障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることが出来る。	サンレジデンス湘南、鎌倉児童ホー
福祉事務所運営論	2. 【校内】企業等からの講師が一部の授業のみを担当	①ソーシャルワーク(精神保健福祉士)実習の意義について理解する。 ②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 ③ソーシャルワーク(精神保健福祉士)実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	平塚市福祉事務所

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。

また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。

これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

※研修等を教員に受講させることについて諸規程に定められていることを明記

関連施設、団体に派遣し研修を行うことで、実践的かつ専門的な技術・技能の向上に努めている。

また、授業の進め方やシラバスの作成方法などに関する研修も実施し、常に授業方法の改善を工夫する姿勢を教員に徹底させる。

これらの研修は、学期毎に「教員による自己評価」と「学生による教員評価」を実施し、学務主任より個々の教員に結果を示しつつ、改善すべき点を指摘し、必要な研修を判別して計画的に受講させることを研修規定に基づいて決定している。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	ドキュメント翔 ～さまざまな関係の中でわたしを生きる～	連携企業等:	社会福祉法人翔の会
期間:	2024年1月28日	対象:	教職員
内容	実践発表会(特別養護老人ホーム ゆるり、放課後等デイサービス タンブー東海岸)、写真展		
研修名:	障害者施設の現状と課題	連携企業等:	社会福祉法人進和学園
期間:	2025年7月17日	対象:	教職員
内容	障害者支援施設、就労継続支援事業の見学		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	卒論・研究レポートを通して学びを深めるために	連携企業等:	介護福祉士養成大学連絡協議会
期間:	令和7年7月19日	対象:	教職員
内容	社会人になって生きる学びのための卒業論文・研究レポートの在り方について		
研修名:	専門学校の退学防止	連携企業等:	株式会社UTG
期間:	令和7年6月20日	対象:	教職員
内容	退学防止のための必要な意識改革と具体的な取り組みについて		
研修名:	かながわ高齢者福祉研究大会	連携企業等:	神奈川県社会福祉協議会
期間:	令和7年7月2日	対象:	教職員
内容	介護技術・支援や介護業界の在り方等に対する研究の発表		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	横浜の低所得者層の歴史と施設の歩み	連携企業等:	社会福祉法人神奈川県済会
期間:	2025年10月16日	対象:	教職員
内容	ホームレスの就労支援と高齢化問題に関する講義、救護施設とホームレス自立支援施設等の見学		
研修名:	アディクション・オープンゼミナール2025	連携企業等:	公益社団法人日本精神保健福祉士協会
期間:	2025年11月16日	対象:	教職員
内容	依存症やその家族支援、依存症の親を持つ子ども(ヤングケアラー)とのかかわり 等		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	NFUライセンススクール 講師トークセッション	連携企業等:	NFUライセンススクール
期間:	2025年10月2日	対象:	教員
内容	社会福祉士国家試験対策講座を中心に活躍する講師同士による実践的受験情報に関するトークセッション		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

産業界等のニーズに即した人材育成教育を行うため、企業等の学校関係者より、最新の情報、現場からの有用な意見を得ることが必要である。そのために学校自己評価委員会を立ち上げた。また、その意見をもとに学校関係者評価委員会に反映させている。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目標
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果・教育成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受け入れ募集	学生の受け入れ募集
(8)財務	教育の内部質保証システム
(9)法令等の遵守	財務
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

18歳人口の減少により、収入の減少は避けられないが、しごとカレッジを活用し、収益性を高めていただきたい。ただ、学生に不利益が生じないよう、授業の質等は維持する必要がある。リモート授業や実習先の確保等、学生にとって十分な教育環境の提供ができるよう、配慮することを願う。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
菊池 恵理子	社会福祉法人 恵仲会	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
柳下 伸	NPO法人トータルライフサポートクラブ	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	企業等委員
境野 勝久	道塾 慶陽館 主宰	令和6年4月1日～令和8年3月31日(2年)	教育関係者

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kanafuku.ac.jp/>

公表時期: 令和7年10月31日

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

学校法人鶴嶺学園では、学校教育法、専修学校設置基準、更には各種関係法令を遵守して、健全な学校運営と教職員の資質向上に取り組んでいる。とりわけ本校は、介護福祉事業を担う人材を育成する教育機関として、社会で求められる人材を輩出する実践的職業教育を提供している。本校は、こうした役割を担うに当たって、本校の情報を提供し、本校の教育活動への理解と協力、及び産業界との連携を促進することによって、産業界、学生、保護者、地域社会との信頼関係をより強めていきたいと考えている。

以下に示す学校情報を開示し、学校と企業等の学校関係者との相互理解を深め、学校運営に当たっての支援を得ていく。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念・目的・育成人材等
(2)各学科等の教育	学校運営
(3)教職員	教育活動
(4)キャリア教育・実践的職業教育	教育成果
(5)様々な教育活動・教育環境	学生支援
(6)学生の生活支援	教育環境
(7)学生納付金・修学支援	学生の募集と受け入れ
(8)学校の財務	財務
(9)学校評価	法令等の遵守
(10)国際連携の状況	社会貢献
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.kanafuku.ac.jp/>

公表時期: 令和7年9月30日

授業科目等の概要

#REF1	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実	校内	校外	専任	兼任	
1	○			社会福祉の原理と政策	①社会福祉の原理をめぐる思想・哲学と理論を理解する。 ②社会福祉の歴史的展開の過程と社会福祉の理論を踏まえ、欧米との比較によって日本の社会福祉の特性を理解する。 ③社会問題と社会構造の関係の視点から、現代の社会問題について理解する。 ④福祉政策を捉える基本的な視点として、概念や理念を理解するとともに、人々の生活上のニーズと福祉政策の過程を結びつけて理解する。 ⑤福祉政策の動向と課題を踏まえた上で、関連施策や包括的支援について理解する。 ⑥福祉サービスの供給と利用の過程について理解する。 ⑦福祉政策の国際比較の視点から、日本の福祉政策の特性について理解する。	1通	60	4	○			○		○		
2	○			高齢者福祉Ⅰ・Ⅱ	①高齢者の定義と特性を踏まえ、高齢者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②高齢者福祉の歴史と高齢者観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③高齢者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④高齢期における生活課題を踏まえて、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○			○		○		
3	○			障害者福祉Ⅰ・Ⅱ	①障害の概念と特性を踏まえ、障害者とその家族の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②障害者福祉の歴史と障害観の変遷、制度の発展過程について理解する。 ③障害者に対する法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④障害による生活課題を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○			○			○	
4	○			児童・家庭福祉Ⅰ・Ⅱ	①児童が権利の主体であることを踏まえ、児童・家庭及び妊産婦の生活とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②児童福祉の歴史と児童観の変遷や制度の発展過程について理解する。 ③児童や家庭福祉に係る法制度について理解する。 ④児童や家庭福祉領域における支援の仕組みと方法、社会福祉士の役割について理解する。 ⑤児童・家庭及び妊産婦の生活課題を踏まえて、適切な支援のあり方を理解する。	1通	60	4	○			○		○		
5	○			ソーシャルワークの基礎（共通）	①社会福祉士及び精神保健福祉士の法的な位置づけについて理解する。 ②ソーシャルワークの基礎となる考え方とその形成過程について理解する。 ③ソーシャルワークの価値規範と倫理について理解する。	1前	30	2	○			○		○		

6	○			ソーシャルワークの基礎と専門職（社会専門）	①社会福祉士の職域と求められる役割について理解する。 ②ソーシャルワークに係る専門職の概念と範囲について理解する。 ③ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と連関性について理解する。 ④総合的かつ包括的な支援と多職種連携の意義と内容について理解する。	1 後	30	2	○			○	○		
7	○			ソーシャルワークの理論と方法（共通）	①人と環境との交互作用に関する理論とミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークについて理解する。 ②ソーシャルワークの様々な実践モデルとアプローチについて理解する。 ③ソーシャルワークの過程とそれに係る知識と技術について理解する。 ④コミュニティワークの概念とその展開について理解する。 ⑤ソーシャルワークにおけるスーパービジョンについて理解する。	1 通	60	4	○			○	○		
8	○			ソーシャルワーク演習	①ソーシャルワークの知識と技術に係る他の科目との関連性を踏まえ、社会福祉士及び精神保健福祉士として求められる基礎的な能力を涵養する。 ②ソーシャルワークの価値規範と倫理を実践的に理解する。 ③ソーシャルワークの実践に必要なコミュニケーション能力を養う。 ④ソーシャルワークの展開過程において用いられる、知識と技術を実践的に理解する。	1 前	30	2	○			○	○		
9	○			相談援助技術演習Ⅰ	①ソーシャルワークの実践に必要な知識と技術の統合を行い、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を習得する。 ②社会福祉士に求められるソーシャルワークの価値規範を理解し、倫理的な判断能力を養う。 ③支援を必要とする人を中心とした分野横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ④地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。	1 後	60	4	○			○	○	○	○
10	○			レクリエーション	①レクリエーション活動の社会的意義と、援助者としての役割を理解する。②レクリエーション計画の作成能力や活動の実践援助能力を向上させる。	1 後	30	2	○			○		○	

11	○		介護概論	①介護の目的、機能及び介護の展開方法を理解させる。 ②介護と家政、看護・医療並びに範囲について理解させる。 ③身体的及び精神的な変化に対する観察能力を身につけ、それらの変化に速やかに正しく対処できる能力を養い、保健・医療機関、専門職との連携、協力及び必要に応じたその手助けをできるようにする。 ④病氣や遭遇しやすい事故についての知識をもち、それらに対する予防的措置を講ずることができるようにする。	1 後	60	4	○				○		○	
12	○		医学概論	①人のライフステージにおける心身の変化と健康課題について理解する。 ②健康・疾病の捉え方について理解する。 ③人の身体構造と心身機能について理解する。 ④疾病と障害の成り立ち及び回復過程について理解する。 ⑤公衆衛生の観点から、人々の健康に影響を及ぼす要因や健康課題を解決するための対策を理解する。	1 後	30	2	○				○		○	
13	○		相談援助技術 実習指導Ⅰ	①ソーシャルワーク実習の意義について理解する。 ②社会福祉士として求められる役割を理解し、価値と倫理に基づく専門職としての姿勢を養う。 ③実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	1 通	60	4	○				○		○	
14	○		相談援助技術 実習Ⅰ	①ソーシャルワークの実践に必要な各科目の知識と技術を統合し、社会福祉士としての価値と倫理に基づく支援を行うための実践能力を養う。 ②支援を必要とする人や地域の状況を理解し、その生活上の課題（ニーズ）について把握する。	1 後	60	4			○		○		○	○
15	○		貧困に対する 支援	①貧困や公的扶助の概念を踏まえ、貧困状態にある人の生活実態とこれを取り巻く社会環境について理解する。 ②貧困の歴史と貧困観の変遷について理解する。 ③貧困に係る法制度と支援の仕組みについて理解する。 ④貧困による生活課題を踏まえ、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	1 前	30	2	○				○		○	

16	○			社会福祉基礎 I	①福祉倫理を深く理解し、幅広い専門知識と的確な援助技術を備える。 ②利用者の立場を共感できる豊かな感性を涵養する。 ③福祉専門職となるための基礎となる基礎学力・態度・考え方・表現力・倫理観を涵養する。	1 通	90	4	○			○		○		
17	○			相談援助の理論と方法 I・II	①社会福祉士として多様化・複雑化する課題に対応するため、より実践的かつ効果的なソーシャルワークの様々な理論と方法を理解する。 ②支援を必要とする人との援助関係の形成やニーズの掘り起こしを行うための、知識と技術について理解する。 ③社会資源の活用を意識を踏まえ、地域における社会資源の開発やソーシャルアクションについて理解する。 ④個別の事例の具体的な解決策及び事例の共通性や一般性を見出すための、事例分析の意義や方法を理解する。	2 通	60	4	○			○		○		
18	○			相談援助技術 演習 II	①支援を必要とする人を中心とした分野 横断的な総合的かつ包括的な支援について実践的に理解する。 ②地域の特性や課題を把握し解決するための、地域アセスメントや評価等の仕組みを実践的に理解する。 ③ミクロ・メゾ・マクロレベルにおけるソーシャルワークの対象と展開過程、実践モデルとアプローチについて実践的に理解する。 ④実習を通じて体験した事例について、事例検討や事例研究を実際に行い、その意義や方法を具体的に理解する。 ⑤実践の質の向上を図るため、スーパービジョンについて体験的に理解する。	2 通	60	4	○			○		○		○
19	○			相談援助技術 実習指導 II	①ソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し、ソーシャルワーク機能を発揮するための基礎的な能力を習得する。 ②実習を振り返り、実習で得た具体的な体験や援助活動を、専門的援助技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる総合的な能力を涵養する。	2 通	30	2	○			○		○		
20	○			相談援助技術 実習 II	①生活上の課題（ニーズ）に対応するため、支援を必要とする人の内的資源やフォーマル・インフォーマルな社会資源を活用した支援計画の作成、実施及びその評価を行う。 ②施設・機関等が地域社会の中で果たす役割を実践的に理解する。 ③総合的かつ包括的な支援における多職種・多機関、地域住民等との連携のあり方及びその具体的内容を実践的に理解する。	2 前	##	12				○		○		○

21	○			福祉行政と 福祉計画	①福祉行政の実施体制（国・都道府県・市町村の役割、国と地方の関係、財源、組織及び団体、専門職の役割を含む）について理解する。 ②福祉行政の実際について理解する。 ③福祉計画の意義や目的、主体、方法、留意点について理解する。	2 前	30	2	○			○		○	
22	○			福祉事務所運営論	①福祉事務所の法的な性格と機能を理解する。 ②福祉事務所の組織と各職種の業務内容を理解する。 ③福祉事務所と関係機関等との連携について理解する。	2 後	30	2	○			○		○	○
23	○			社会保障Ⅰ・Ⅱ	①社会保障の概念や対象及びその理念について、社会保障制度の展開過程も含めて理解する。 ②現代社会における社会保障制度の役割と意義、取り組むべき課題について理解する。 ③社会保障制度の財政について理解する。 ④公的保険制度と民間保険制度の関係について理解する。 ⑤社会保障制度の体系と概要について理解する。 ⑥諸外国における社会保障制度の概要について理解する。	2 通	60	4	○			○		○	
24	○			地域福祉と包括的支援体制	①地域福祉の基本的な考え方、展開、動向について理解する。 ②地域福祉における主体と対象を理解し、住民の主体形成の概念を理解する。 ③地域福祉を推進するための、福祉行政の実施体制と果たす役割について理解する。 ④地域福祉計画をはじめとした福祉計画の意義・目的及び展開を理解する。 ⑤包括的支援体制の考え方と、多職種及び多機関協働の意義と実際について理解する。 ⑥地域生活課題の変化と現状を踏まえ、包括的支援体制における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割を理解する。	2 通	60	4	○			○		○	
25	○			福祉サービスの組織と経営	①ソーシャルワークにおいて必要となる、福祉サービスを提供する組織や団体の概要について理解する。 ②社会福祉士に求められる福祉サービスの組織と沿革、経営の視点と方法を理解する。 ③福祉サービスの組織と運営に係る基礎理論、労働者の権利等について理解する。 ④福祉サービスに求められる福祉人材マネジメントについて理解する。	2 通	60	4	○			○		○	

26	○	保健体育	①利用者及び社会福祉従事者の保健の意義について理解させる。 ②体育の基本的原則について理解させる。 ③体育指導の実技を通して計画作成能力・実践能力を習得向上させる。	2 後	30	2				○		○		○	
27	○	保健医療と福祉	①ソーシャルワーク実践において必要となる保健医療の動向を理解する。 ②保健医療に係る政策、制度、サービスについて理解する。 ③保健医療領域における社会福祉士の役割と、連携や協働について理解する。 ④保健医療の課題を持つ人に対する、社会福祉士としての適切な支援のあり方を理解する。	2 後	30	2	○			○		○			
28	○	経済学	①現代社会における経済の機能や役割について理解させる。 ②社会福祉行政について国家財政や地方財政等の側面から理解させる。 ③経済政策や社会政策と社会福祉・社会保障との関連について理解させる。 ④経済と貧困等社会福祉の社会的背景を理解させる。	2 前	30	2	○			○		○			
29	○	権利擁護を支える法制度	①法に共通する基礎的な知識を身につけるとともに、権利擁護を支える憲法、民法、行政法の基礎を理解する。 ②権利擁護の意義を支える仕組みについて理解する。 ③権利が侵害されている者や日常生活上の支援が必要な者に対する権利擁護活動の実践について理解する。 ④権利擁護活動を実践する過程で直面しうる問題を、法的観点から理解する。 ⑤ソーシャルワークにおいて必要となる成年後見制度について理解する。	2 後	30	2	○			○		○			
30	○	心理学と心理的支援	①人の心の基本的な仕組みと機能を理解し、環境との相互作用の中で生じる心理的反応を理解する。 ②人の成長・発達段階の各期に特有な心理的課題を理解する。 ③日常生活と心の健康との関係について理解する。 ④心理学の理論を基礎としたアセスメントの方法と支援について理解する。	2 後	30	2	○			○		○			

31	○		社会学と社会システム	①現代社会の特性を理解する。 ②生活の多様性について理解する。 ③人と社会の関係について理解する。 ④社会問題とその背景について理解する。	2 後	30	2	○				○		○	
32	○		社会福祉調査の基礎	①社会福祉調査の意義と目的について理解する。 ②社会福祉調査と社会福祉の歴史的関係について理解する。 ③社会福祉調査における倫理や個人情報保護について理解する。 ④量的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑤質的調査の方法及び調査の結果について適切に理解する。 ⑥ソーシャルワークにおける評価の意義と方法について理解する。	2 前	30	2	○				○		○	
33	○		刑事司法と福祉	①刑事司法の近年の動向と制度の仕組みを理解する。 ②刑事司法における社会福祉士及び精神保健福祉士の役割について理解する。 ③刑事司法の制度に関わる関係機関等の役割について理解する。	2 後	30	2	○				○		○	
34	○		社会福祉基礎Ⅱ	①福祉倫理を深く理解し、幅広い専門知識と的確な援助技術を備える。 ②利用者の立場を共感できる豊かな感性を涵養する。 ③福祉専門職となるための基礎となる基礎学力・態度・考え方・表現力・倫理観を涵養する。	2 通	90	4	○				○		○	
35	○		精神医学と精神医療Ⅰ・Ⅱ	①精神疾患の分類を把握するとともに、主な疾患の症状、経過、治療方法などについて理解する。 ②精神医療と人権擁護の歴史を学ぶとともに、精神保健福祉法における精神科病院の入院形態や医療観察法について理解し、その中での精神保健福祉士の役割と法制度の課題を理解する。 ③精神科病院等においてチーム医療の一員としての精神保健福祉士の役割を理解する。 ④早期介入、再発予防や地域生活の支援等における地域の多職種連携・多機関連携における精神保健福祉士の役割について理解する。	1 通	60	4	○				○		○	

36				○	精神保健福祉制度論	①精神障害者に関する法制度の体系について理解する。 ②精神保健福祉法、医療観察法等の医療に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ③生活支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ④生活保護制度や生活困窮者自立支援制度等の経済的支援に関する制度の概要と課題、制度に規定されている精神保健福祉士の役割について理解する。 ⑤障害者に関する法制度を適切に活用でき、法制度の限界と課題について考えることが出来る。	1 前	30	2	○			○		○	
37				○	精神障害リハビリテーション論	①精神障害リハビリテーションの概念とプロセス及び精神保健福祉士の役割について理解し、援助場面で活用できる。 ②精神障害リハビリテーションプログラム の知識を援助場面で活用できる。 ③精神障害リハビリテーションの実施機関と精神障害リハビリテーションプログラムの関連について理解し、援助場面で活用できる。	1 後	30	2	○			○		○	
38				○	ソーシャルワーク演習 (精神専門)	①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人の状況や困難、また希望を的確に聞き取り、とりまく状況や環境を含めて理解してソーシャルワークを展開するための精神保健福祉士の専門性（知識、技術、価値）の基礎を獲得させる。 ②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための諸制度、サービスについて、その概念と利用要件や手続きを知り、援助に活用できるようにする。	1 後	30	2	○			○		○	
39				○	ソーシャルワーク実習指導Ⅰ（精神専門）	①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習の意義について理解する。 ②精神疾患や精神障害のある人のおかれている現状を理解し、その生活の実態や生活上の困難について理解する。 ③ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的かつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。	1 通	60	2	○			○		○	
40				○	ソーシャルワーク実習Ⅰ（精神専門）	①ソーシャルワーク実習を通して、精神保健福祉士としてのソーシャルに係る専門的知識と技術の理解に基づき精神保健福祉現場での試行と省察の反復により実践的な技術等を体得する。 ②精神疾患や精神障害、メンタルヘルスの課題をもつ人びとのおかれている現状に関する知識をもとに、その生活実態や生活上の課題についてソーシャルワーク実習を行う実習先において調査し具体的に把握する。 ③実習指導者からのスーパービジョンを受け、精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。	1 後	##	8			○		○		○

41			○	精神保健福祉の原理	①「障がい者」に対する思想や障がい者の社会的立場の変遷から、障がい者福祉の基本的枠組み（理念・視点・関係性）について理解する。 ②精神保健福祉士が対象とする「精神障がい者」の定義とその障害特性を構造的に理解するとともに、精神障がい者の生活実態について学ぶ。 ③精神疾患や精神障害をもつ当事者の社会的立場や処遇内容の変遷をふまえ、それに対する問題意識をもつ価値観を体得する。 ④精神障がい者へのかかわりについて、精神医学・ソーシャルワーカーが構築してきた固有の価値を学び、精神保健福祉士の存在意義を理解して職業的アイデンティティの基礎を築く。 ⑤現在の精神保健福祉士の基本的枠組み（理念・視点・関係性）と倫理綱領に基づく職責について理解する。 ⑥精神保健福祉士を規定する法律と倫理綱領を把握し、求められる機能や役割を理解する。 ⑦近年の精神保健福祉の動向を踏まえ、精神保健福祉士の職能・業務特性を理解する。	1 通	60	4	○		○	○	
42			○	ソーシャルワークの理論と方法Ⅰ・Ⅱ	①精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人に対するソーシャルワークの過程を理解する。 ②精神障害及び精神保健福祉の課題を持つ人と家族の関係を理解し、家族への支援方法を理解する。 ③精神医療、精神障害者福祉における多職種連携・多機関連携の方法と精神保健福祉士の役割について理解する。 ④精神保健福祉士と所属機関の関係を踏まえ、組織運営管理、組織介入・組織活動の展開に関する概念と方法について理解する。 ⑤個別支援からソーシャルアクションへの実践展開をミクロ・メゾ・マクロの連続性・重層性を踏まえて理解する。 ⑥精神保健福祉分野以外における精神保健福祉士の実践展開を理解する。	2 通	60	4	○		○	○	
43			○	現代の精神保健の課題と支援	①現代の精神保健分野の動向と課題を理解する。 ②精神保健の基本的考え方を理解する。 ③現代社会における精神保健の諸課題の実際を生活環境ごとに理解し、精神保健福祉士の役割について理解する。 ④精神保健の保持・増進と発生予防のための支援及び専門機関や関係職種との役割と連携について理解する。 ⑤国際連合の精神保健活動や他の国々における精神保健の現状と対策について理解する。	2 通	60	4	○		○	○	
44			○	ソーシャルワーク演習Ⅱ（精神専門）	①精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人のための関係機関や職種の役割を理解し、本人を中心とした援助を展開するチームが連携する際のコーディネート役を担えるようにする。 ②精神疾患や精神障害、精神保健の課題のある人を取り巻く環境や社会を捉え、こうした人々への差別や偏見を除去し共生社会を実現するための活動を精神保健福祉士の役割として認識し、政策や制度、関係行政や地域住民にはたらきかける方法をイメージできるようにする。 ③精神保健福祉士として考え、行動するための基盤を獲得し、職業アイデンティティを構築する意義を理解させる。	2 通	60	4	○		○	○	
45			○	ソーシャルワーク実習指導Ⅱ（精神専門）	①ソーシャルワーク（精神保健福祉士）実習に係る個別指導及び集団指導を通して、精神保健福祉士が行うソーシャルワークに係る知識と技術について具体的なかつ実践的に理解し実践的な技術等を体得する。 ②精神保健福祉士として求められる資質、技能、倫理、自己に求められる課題把握等、総合的に対応できる能力を習得する。 ③具体的な実習体験を、専門的知識及び技術として概念化し理論化し体系立てていくことができる能力を涵養する。	2 前	30	2	○		○	○	

